

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： マイナス金利が会計処理に与える影響

平成 28 年 1 月 29 日、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定し、2 月 16 日から金融機関が保有する日銀当座預金の一部に 0.1%のマイナス金利が適用されています。これを受け、円 LIBOR のほか 10 年物国債利回りでもマイナス金利が観察されています。

1. 退職給付債務の計算に用いる割引率への影響

割引率算定の基礎とする『安全性の高い債券の利回り』として国債利回りを利用している場合、マイナス金利をそのまま用いるか、ゼロを下限とするか、問題となります。

この点について、平成 28 年 3 月 9 日に開催された企業会計基準委員会では、会計基準の趣旨及び過去の検討経緯と整合的であると考えられること、また、年金資産の公正な評価額にマイナス金利の影響が反映されるはずであることを考慮するとき、資産と負債の測定について整合を保つことが望ましいと考えられること等から、マイナス金利をそのまま用いることが望ましいとされています。一方で、迫る平成 28 年 3 月決算においては、システム対応等の実務上の要請があること等を踏まえ、ゼロを下限とする方法も妨げられないこととされています。

2. その他の会計処理に与える影響

割引率を用いた会計処理として、次のようなものがあります。

項 目	割引率に関する定め（概要）
退職給付債務	安全性の高い債券の利回りを基礎として決定 安全性の高い債券＝国債、政府機関債及び優良社債
資産除去債務	貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率
固定資産の減損 （使用価値の算定）	将来 CF が見積から乖離するリスクを将来 CF の見積りに反映させた場合 → 無リスク割引率
金融商品時価開示	金銭債務について、次のいずれかを用いるとの例示がある（会計基準本文）。また、金銭債権についても同様の割引計算を行うことがある（会計基準設例）。 ①約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率 ②無リスク利子率

このほか、例えば金利固定化スワップに関して、金利スワップに変動金利フロアーがついていない場合に特例処理の要件をどのように判定するかなど、割引計算以外の局面においても議論が生じます。このような場合、当事者間の契約においてマイナス金利を想定した内容が合意されている場合には、これをもとに判断することになると考えられます。

お見逃しなく！

企業会計基準委員会による継続的な議論が想定されますので、その動向に注目です。